

令和3年度  
ジュニアマイスター顕彰制度特別表彰実施要項

1. 目的 高校在学中の資格取得等の成果が全国的に優秀な生徒、および年間のジュニアマイスター顕彰申請を通じて顕著な成果が認められた学校を表彰することによって、ジュニアマイスター顕彰制度のさらなる活性化を目指すことを目的とする。
2. 生徒特別表彰 生徒特別表彰は「1. 目的」に従い、**原則的に卒業年度の生徒を対象とし、在学中に1度だけの表彰とする。**  
その上で、学校長は次の5つの事項全てに該当する生徒を申請することができる。
- ① ジュニアマイスターゴールド（以下、ゴールド）の認定を受けているか、ゴールドを申請中であること。
  - ② 取得区分のSランクまたはAランクの資格\*1を取得していること。
  - ③ 上位8つの資格\*1の合計得点が本年度後期の区分表で60点以上であること（申請する資格\*1が8つ未満でも可。8つ以内の資格\*1の合計得点が60点以上でなければならない）。
  - ④ 学校長が「学校生活が充実し、他の模範となる生徒である」と認めた生徒であること。
  - ⑤ 過去に生徒特別表彰を受けていないこと。

\*1 資格とは区分表のうち区分1の表に記載されている資格・検定等のこと。但し、区分2・区分3で大臣表彰を受賞したもの1つに限り上位8つの資格として認める。

認定委員会において申請内容を精査し、申請条件5つ全てを満たしていると判断した生徒を特別に表彰する（4. 申請方法に従って申請する必要がある）。

表彰者には表彰状を授与する。

さらに、本年度の生徒特別表彰者の中で、特に顕著な成果をおさめた生徒に経済産業大臣賞（1名）として表彰状を、それに準ずる成果をおさめた生徒には全国工業高等学校長協会理事長賞（若干名）として楯を授与する。

**※ 生徒特別表彰は、認定委員会で審査を行い表彰されるものであり、認定委員会後の申請となる追加申請は生徒特別表彰の対象外となる。**

3. 学校表彰 前期申請および後期申請をもとに、認定委員会において申請者数や申請内容を精査し顕著な成果が認められた学校を特別に表彰する（申請の必要はない）。

**※ 学校表彰は、認定委員会で審査を行い表彰されるものであり、認定委員会後の申請となる追加申請の内容は学校表彰選考の対象外となる。**

4. 申請方法 通常の後期申請を行う生徒と一括して**12月13日～1月31日の期間にWeb上から電子申請すること。**  
電子申請は、特別表彰用「ジュニアマイスター顕彰電子申請マニュアル」に従って行うこと。  
生徒を承認する前に申請区分を選択し直す部分以外は、通常の申請方法と基本的に同様。  
また、**様式3**（特別表彰申請書）を印刷し公印を捺印の上、**様式1**、**様式2**と共に**各学校にて保管（3年間）**とし、**本協会への書類提出は行わないこと。**
- ※ 特別表彰の申請を行う生徒の申請区分については、必ず以下の2つの内どちらか一方を選択した状態で申請すること。
- ・「特別表彰」  
ゴールドの認定を受けたことが無い生徒は「特別表彰」を選択すること。  
「特別表彰」を選択して申請すると、様式2と様式3両方に登録され、ゴールドと特別表彰を同時に申請したこととなる。
  - ・「特別表彰（既G有）」  
ゴールドの認定を受けたことがある生徒は「特別表彰（既G有）」を選択すること。「特別表彰（既G有）」を選択して申請すると、様式3には登録されるが様式2には登録されないため、特別表彰のみを申請したこととなる。
- ※ 申請区分が「特別表彰」でも「特別表彰（既G有）」でもない状態で申請した生徒や後期申請期間に申請を行わなかった生徒は、いかなる理由があっても特別表彰の対象とならない。
- ※ 特別表彰用「ジュニアマイスター顕彰電子申請マニュアル」は、本書と同じWebページ ([https://zenkoukyo.or.jp/index\\_jm/](https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/)) に公開する。
5. 申請料 特別表彰の申請については不要（無料）
- ※ 申請区分で「特別表彰」を選択して申請すると、ゴールドと特別表彰を同時に申請したこととなるので、別途ゴールド申請のための申請料が必要となる（誤って選択した場合も含む）。
- ※ ゴールド申請のための申請料については、本年度後期の「ジュニアマイスター顕彰制度実施要項」に定める。
- ※ ゴールドを取得したことがある生徒が申請区分で「特別表彰（既G有）」を選択して申請した場合に限り、一切の申請料が不要となる。
6. 申請期限 令和4年1月31日（月）  
※ 申請期間は後期申請期間と同一。
7. その他 ※ 必ず学校長の責任のもとで推薦を行うこと。  
※ 申請条件を満たさない場合、推薦内容や申請方法に誤りがあった場合は表彰されない。

- ※ 生徒特別表彰の表彰状の扱いについては基本的に認定証と同様とする。
- ※ 生徒特別表彰の表彰状は後期申請の認定証と共に送付する（経済産業大臣賞、本協会理事長賞および学校表彰は、それぞれ別途後日送付）。
- ※ 顕彰制度という性質上、紛失による表彰状等の再発行は行わない。
- ※ いかなる理由であっても経済産業大臣賞の再発行・氏名訂正等は出来ない。
- ※ 生徒特別表彰の表彰は在学中に1度のみとする。

## 8. 問い合わせ

問い合わせは『メール』および『協会ホームページの問い合わせフォーム』でのみ受け付ける（電話やFAXは受け付けない）ので、予め下記問い合わせ用メールアドレスと送受信可能なメールを設定しておくこと（フリーメール・携帯メールは使用しないこと）。

尚、問い合わせに対する回答は平日の9時～17時の間で順次行うので、留意すること。特に、申請期限日等、17時以降は回答できないのでその前に問い合わせること。

### 《メールで問い合わせる際の注意事項》

- ※ メール本文に、『学校名』、『学科名（職名）』、『教員名』、『内容』を必ず明記すること。

### 《問い合わせフォームから問い合わせる際の注意事項》

- ※ 必ず、お問合せタイプで『ジュニアマイスター』を選択すること。

### 《問合せ共通の注意事項》

- ※ フリーメールは、迷惑メールとして処理され本協会へ届かない可能性が高いので、問い合わせには使用しないこと。
- ※ 携帯メールは、パソコンメール拒否設定により本協会からのメールが受信できない場合が多いので、問い合わせには使用しないこと。
- ※ 送付予定日を過ぎるまでは**表彰状の発送時期に関して問い合わせないこと**。同内容を含む問い合わせが、送付予定日以前に届いた場合は回答しない。
- ※ 全ての注意事項を守っているのに**問い合わせ後3日以上経過しても回答が無い場合は、利用中のメールの受信設定を見直すこと**。外部（本協会）からのメールを受信できない設定になっている可能性が高いので、メール管理者に外部（本協会）からのメールを受け取れるように設定を変えてもらうか、外部（本協会）からのメールを受け取れるメールアドレスを利用して、再度問い合わせること。

### ◇ 問い合わせ先

問い合わせ用メールアドレス：jm@zenkoukyo.or.jp

制度全般に係わること：中村和生

認定証や賞状に係わること：水野静佳

問い合わせに対する回答：平日9時～17時に順次行う

（土、日、祝日、年末年始、時間外は回答できない）